

◎新潟県告示第214号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定による区域及び区分を次のとおり定める。

なお、昭和50年2月14日新潟県告示第164号の小型羽吉浜加入区及び昭和61年8月22日新潟県告示第2197号の羽吉浜加入区を削る。

平成27年2月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名称	区 域	区 分
羽吉浜加入区	羽吉浜漁業協同組合の地区	法第104条第2号に掲げる漁業